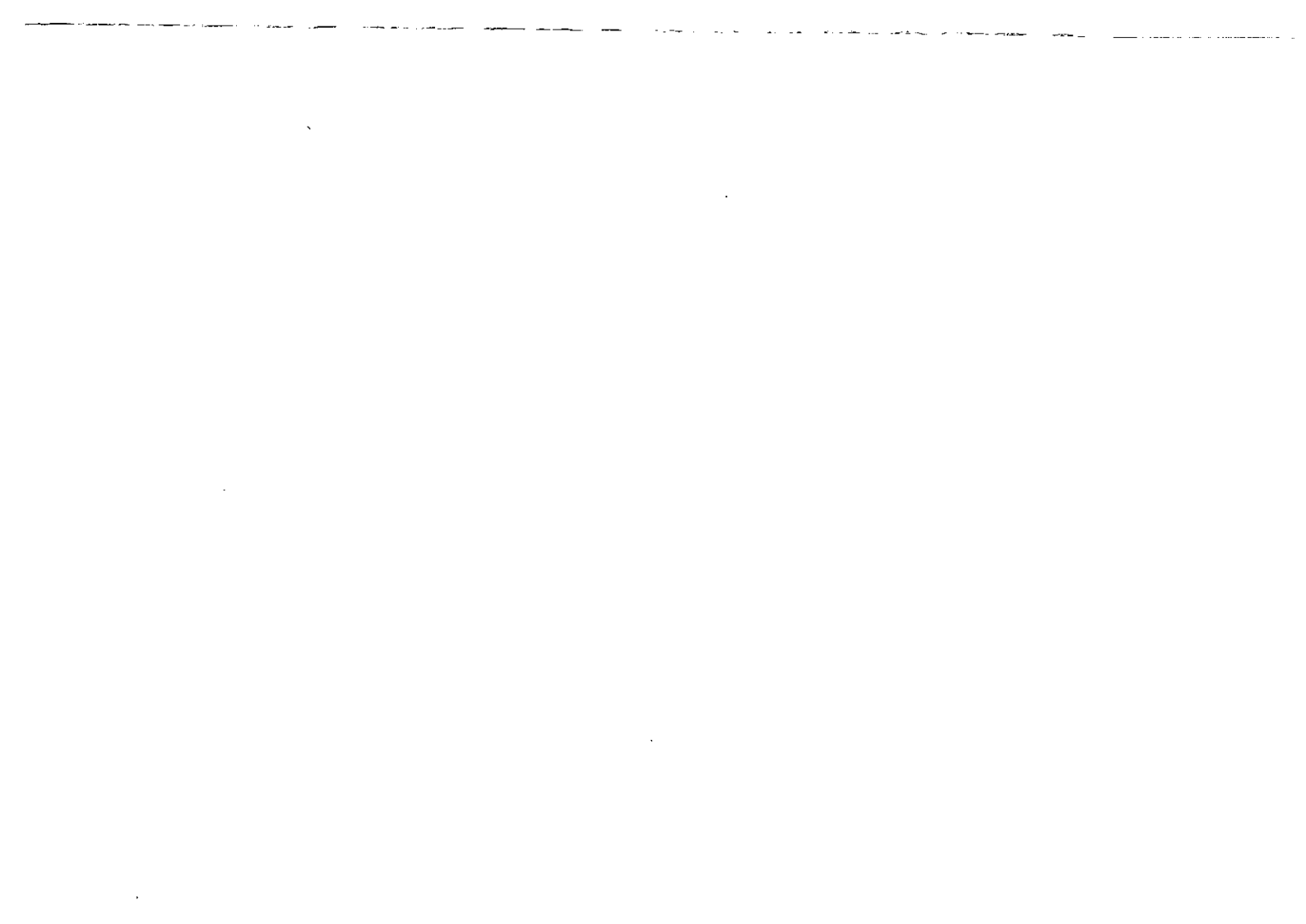


昭和六十三年四月十三日～十六日

書陵部所蔵善本 展示目録

— 当部刊行コロタノテ原本 —

宮内庁書陵部



書陵部所蔵善本―当部刊行コロタイフ原本―

当部では、所蔵する和書、漢書のうち原本またはそれに準ずる写本類で、学術的価値の高い善本を撰んでコロタイフ複製を行い、原本の保存に努めるとともに、学術研究の利用に供しているが、昭和六年度までに総数三九部三九点におよんでいる。

当部のコロタイフ複製は、貴重書影本刊行事業として昭和一〇年『看聞日記』（展示三）四三巻全巻複製にはじまる。これは大正一二年関東大震災によって多大の文化遺産が焼失したための反省と、学術研究進展の気運により、古典籍の複製が要望されたことに応じたもので、昭和六年から五ヶ年で完成した。ついで第二次事業の第一として、昭和一年から六ヶ年かけて昭和一六年『群書治要』(一)全四七巻の複製を行い、以後継続の予定であったが、はからずも今次の大戦等により中断することとなった。戦後は、昭和二〇年『中右記』(二)一卷にはじまり、以降規模は縮少を余儀なくされだが経年事業として今日に至っている。

コロタイフは、平版印刷の一種であるが、ゼラチン使用の特殊印刷方式で、通常の網点方式による濃淡表現とは異った自然の画像が印刷できるため、精密な複写に適し、和紙に炭素系のインキを使用して原本に近い姿を再現することができる。したがって原本の複本としてコロタイフが最大限活用されるのである。ただし、コロタイフが原本を模して精巧といっても、もちろん原本と複製の差は厳然としてあり、さらに経費や技術面での制約などもあるため、コロタイフのみの研究で万全というわけではない。長期におよんでいる当部刊行コロタイフの原本を主題に、一部そのコロタイフを添えて高麗に供する次第である。

展示本は三十六件、伏見天皇(三・三)花園天皇(四・三)豊元天皇(五)各宸筆類、貞成親王御筆(二・三)をはじめ、書写の年代は平安時代初期の『文館詞林』(二)『四分律音義』(三)から江戸中期『桂別業図』(六)コロタイフ)まで、内容を概括すれば、和漢の詩文・字書類(一)六)日記類(七)三)古文書・史書類(二)了)三)説話・紀行記類(六

①②、歌書・物語類(二①②)、樂書類(三①②③)、繪図類(三①②③)となり、各分野にわたる特色ある善本である。なお、参考としてコロナ刊行順一覧を付しておく。(○は市販)

1	看聞日記	四三卷	昭和10年度 (原本展示番号)	(三)
2	群書治要	四七卷	昭和16	(一)
3	中右記 天仁三年冬	一卷	昭和20	(一〇)
4	旗木鈔 上	一冊	昭和22	(三六)
5	四分律音義	一卷	昭和23	(三七)
6	為兼卿和歌抄	一冊	昭和24	(三八)
7	文館詞林 卷六八	一卷	昭和24	(三九)
8	類聚名義抄	一帖	昭和25	(四〇)
9	葵明抄	一卷	昭和25	(四一)
10	水左記 康平七年春夏・秋冬	二卷	昭和28	(四二)
11	むぐら 三	一冊	昭和31	(四三)
12	いはてしのぶ	一冊	昭和31	(四四)
13	土右記 延久元年夏	一卷	昭和32	(四五)
14	合記 保延五年夏・仁平二年秋	二卷	昭和32 34	(四六)
15	ささめこと	二冊	昭和33	(四七)
16	古今和歌集	一冊	昭和35	(四八)
17	比良山古人靈託	一卷	昭和36	(四九)
18	漂到琉球國記	一卷	昭和36	(五〇)

19	琵琶譜	一卷	昭和 38	(三四)
20	御擬鑿渡庄目錄	一卷	昭和 39	(二七)
21	金葉和歌集	一冊	昭和 40	(三三)
22	天子攝關御影	三卷	昭和 43	(三五)
23	洛中繪図	一帙	昭和 44	(二〇)
24	平安朝往生伝集	二冊	昭和 45	(二〇)
25	文机談	二卷	昭和 46	(三一)
26	維摩護師研字堅義次第 上 下	二卷	昭和 48	(二六)
27	詩序集 下	一冊	昭和 49	(二六)
28	春記 長曆四年正月	一卷	昭和 50	(二七)
29	花園天皇宸翰集	三卷	昭和 51	(四・五)
30	紀家集	一卷	昭和 52	(二五)
31	伏見天皇御集 夏部	一卷	昭和 53	(三一)
32	知国秘鈔 上 下	二卷	昭和 55	(三三)
33	新夜鶴抄	一冊	昭和 56	(三三)
34	桂別業図	一帙	昭和 57	(三三)
35	伏見天皇宸筆御置文	二卷	昭和 58	(二二)
36	權葉記	一卷	昭和 59	(二六)
37	看聞日記卷五紙背文書	一卷	昭和 61	(三〇)
38	梁塵秘抄口伝集卷十	一冊	昭和 62	(三二)
39	爲兼爲相等書状並案	一卷	昭和 62	(三〇)

一 群書治要 五〇巻 題跋二巻
（参考）コロタイフ

唐 魏徵等奉勅撰 鎌倉期写 四八巻 特・三

唐太宗の貞觀五年（六一一）、經書百家の政治の要点を抜萃して成る。中国では宋代に佚したが、わが国には遣唐使によって將來され、ことに帝王字の書として進講され、珍重された。展示本は北宋実時が清原教隆から伝授された金沢文庫本で、実時・教隆讒学の事情や、実時孫貞顕等の補写の様子が詳細に各巻の奥書により知られる。ここでは巻第一（周易）の冒頭を展示するが、巻末の奥書を参考にしておく。

建長七年八月十四日、蒙酒掃少尹「尊教命、加恩点了、此書非潔「齋之時、有披閱之恣、仍先雖点末巻、暫致遲忘、是向本書「事、有其煩之故耳」

前参河守清原（花押）

同年九月三日、即奉授酒掃少尹「尊閑了、抑周易者、当世願「其說欲絶、爰教隆相慣卦「爰之大妹、不墮訓說之相伝「雖為窮鳥之質、争無称「雄之思哉」

前参河守清原（花押）

本書は元和二年（一六一六）徳川家康によって銅活字版で、天明七年（一七八七）尾州徳川家によって木版で刊行され、内外に知られるようになった。当部では三「看聞日記」に次いで、昭和一六年、本書の全体をコロタイフ複製（朱点等は木版）した。

二 文館詞林 卷第六八
（参考）コロタイフ

唐 許敬宗等奉勅撰 弘仁写 一卷 特・三三

唐高宗の顯慶三年（六五八）に完成した全一〇〇巻の勅撰集で、漢代から唐初に至る詩文が分類された総集であったが、中国では宋初までに佚亡した。平安時代、藤原佐世の『日本国見在書目』等に記されているから、わが国に全巻舶載されたことが分るが、その後湮滅した。しかるに江戸時代後期に至って、平安時代弘仁年間写本の残巻

が見見された（現在、高野山正智院本一二巻と宇寿院本一卷が、国宝に指定されている）。展本は、狩谷樵斎が入手、屋代弘賢に贈った著名な一巻。巻頭目録に即位改元の大赦詔一八首の名を存するが、首部七首のみで切れ、以下を欠く。巻末に本巻の入手経過等を誌した屋代弘賢以下、諸家の自筆識語が附されており、巻首と紙背の継ぎ目に、「不忍文庫」の印記がある。内容は、

漢哀帝改元大赦詔一首

魏文帝改元大赦詔一首

西晋武帝即位改元大赦詔一首

西晋武帝改元大赦詔一首

東晋元帝即位改元大赦詔一首

東晋元帝改元大赦詔一首

東晋簡文帝即位大赦詔一首

（識語）屋代弘賢・吉田彥敏・市川寛斎・松平定信（寛政九年）、市橋長昭（文化二年）

本書の紙背は、他巻と同じく僧千観が撰した『法華相對抄』の部分（巻二前後欠）である。コロタイズで、表裏ともに複製した。

三

四分律音義（翼）經論・偈頌等

平安朝写

一卷 四〇五・一〇

『四分律』六〇巻の難解な字句を抽出し、その音義を注釈した一巻。

第一巻の「律蔵」から第六〇巻「値臘」までの音釈は、七世紀半頃の唐僧玄奘の『一切経音義』巻一四所収のものとほぼ一致する。しかし本書は、玄奘の音義の後に続けて、人名・物名等の梵語六六語を二段に列記して釈義を注しており（後欠カ）、その釈義は他の音義類に所見がない。また中には万葉仮名を用いたものもあり、この梵語釈義部分が我が国で追加されたことは明らかで、國語学および字書史上貴重な資料となっている。

本書の書写年代は、紙質・筆蹟等から平安初期と見なされており、『一切経音義』の古写本としては正倉院聖語蔵の残欠本に次ぐ存在である。また紙背全てにわたって書かれていた経論・偈頌等の披奉や経典略解・梵字の音訓等の雑録については、附属桐外箱の箱書に「四分律音義 裡面沙門淨祐書」「蓋表書」、「祐者右中舟淨茂子 菅丞相之孫也」(蓋裏書)とあり、僧淨祐の記としていたが微証はない。筆蹟から見て、表よりやや時代が下ると思われる。なお、コロタイプは、袋綴装とし、紙背を後に続けて複製した。

四 類聚名義抄

(参考)コロタイプ

平安末期写

平安時代成立の字書。仏法僧三部立のうちの法部の前半のみの残欠本であるが、『類聚名義抄』の中では別本に属し、流布本が、漢字を主とし、その種々な和訓を集成した。漢字和訓対照の字書であるのに反し、漢字よりも漢語(熟語)を主としている。鎌倉(室町期)と思われる朱点・朱註が施されているが、本文は平安末期の書写であり、その内容と相俟って、本書成立を知る上で注目される伝本である。内容は草稿本と目されるが、漢語語彙の多いこと、梵語の漢字訳語を多く掲載していること、出典典拠に、中国法相宗関係者、或は、我が国の興福寺関係学僧の所説・音義類が、多く使用されていることなどから、編者は僧侶と推定されるが、なお不明である。本書には高山寺本・観智院本・西念寺本・蓮成院本等が知られるが、本書のような内容のものはない。高山寺本以下の諸本は、この展示本が一応の推敲をおえた後、目的を変えて、純粹な漢和字書としての体裁に改編したものと考えられる。清水谷家旧蔵本。

なお、原本はコロタイプ複製の後、当部において修補した。

紀家集 卷第一四(首欠)
 卷第二(寛仁二年式部省奏等)一通

紀長谷雄著

延喜十九年
 大江朝綱写

一卷

伏・六四一

- 1 寛平八年閏正月六日雲林院行幸詩並序
- 2 昌泰元年歲次戊午十月廿日競狩記
- 3 寛平三年法華會記
- 4 延喜元年八月二十三日仁和寺法華會記
- 5 延喜十一年夏六月十五日亭子院賜飲記
- 6 東大寺僧正真濟伝
- 7 白石先生伝

紀長谷雄の詩文集の残欠。紀長谷雄(八四五―九一二)は、極官従三位中納言、平安時代前期の代表的な文人。寛平六年(八九四)、五〇歳で遣唐副使に任ぜられたが、正使菅原道真の建言で、ともに遣唐使の席止に立ち会つた。これより日本文化は、唐風から國風に向う。展示本は他に伝本の所在を聞かない詩文七篇であるが、宇多木上天皇の御遊猟を倭語を混じえた漢文体で活写した「昌泰元年(八九八)競狩記」が、質量ともに注目される。次代の代表的文人である大江朝綱(八八六―九五七)が、長谷雄の没後七年目に、三四歳で本書を書写した。紙背は官位申請の申文を中心とした文書類の原本で、延喜二年(九一二)一通、延喜十七年(九一七)一〇通を存する。伏見宮旧蔵本。コロッケに際しては、紙背文書も現状通りに複製した。

詩序集 下

貞和五年写

一冊

五〇九・八五

下巻のみの残欠ながら、平安時代後期の詩序はかり四六篇を収めた孤本。中山輔旧蔵本。作者未詳の六篇を別にして、二九人の作品から成る。第一篇から第三四篇までが、作者の記名がある秋と冬の詩序で、以下に藤原明衡(九八九―一〇六六)と推定される無記名の詩序が並ぶ。本書には、明衡の四人の子孫(敦基・令明・茂明・永

光)の作品も見られ、元永二年(一一一九)を下限年次のめどとすることが出来る。所収作品は、『本朝統文粹』(四篇)と『中右記部類紙背撰詩集』(二篇)に僅かに合致するのみの、新出文学資料である。

(興書)

斯序集、或文友字于「字畢、問簡章之時、方感佳遊之趣、吟筆句之妙、真憶古人之情、雖非李杜之英材、寧編近代之詩家」哉、可秘々々、貞和五年夷^(三阿也)、則廿日記之者也、于時夕日「雨遮焉、陳行舍秋涼、晚」景風搖矣、高槐落清露、「万物廻薄、寸心牢落」耳、「右筆桑門隱士(花押)

七 春記 長曆四年正月

藤原資房記

鎌倉期写

一卷

(参考) コロタイフ

参議春宮権大夫藤原資房の日記。野房記、春房記とも称す。現存の日記は逸文を含め万寿三(一一二六)～天喜二年(一一五四)の二九年に及ぶものであるが、その大半は伝わっておらず、一三ヶ年分のみが伝わっている。

資房は大納言資平の長男で、長久三年(一一〇四)蔵人頭左中将右京大夫から参議へと進み、寛徳二年(一一四五)春宮権大夫を兼任、以降終生この職にあった。当部所蔵の『春記』は、平安末期の書写にかかると見られる。東寺本は、一連のものとして京都市立博物館所蔵本三巻、大谷大学所蔵本一卷が伝存している。

展示の一卷は、九条家旧蔵本五巻のうちの一巻で、長曆四年(一一四〇)正月の一ヶ月分の記事を取める。この記事は流布本中には伝わらず、本巻のみによって知られるものである。

展示箇所は、長曆四年正月二五日条で除目人眼の記事である。なお、本巻には、九条政基による次のような興書が記されている。

興年号一見之次書之、端自然^(九条隆盛)虫損之時、後覽之人不并年号者^(花押)可難用所見歟、仍加之者也

文明十四年二月 日

従一位(花押)

八 土右記延久元年夏
曾文

源師房記

鎌倉初期写

一卷

九・三

土御門右大臣源師房の日記。土記、土御門右府記、師房公記とも称す。本書は、九条家旧蔵本中から発見された一巻で、延久元年（一〇六九）四月二三日条の途中から六月二七日条まで存する。従来「俊家公記」として伝来してきたが、考証によって土右記であることが明らかにされた。

師房は村上天皇の皇子貞平親王の王子で、本名を資定といったが、寛仁四年（一〇二二）従四位下に叙せられ、同年元服に際して源姓を賜り、師房と改名した。いわゆる村上源氏の祖である。展示本は、まとまった伝本として唯一のもので、他に『御厩部類記』等の諸書に逸文が伝わっているのみである。その初見は、『江次第抄』に引用された長元三年（一〇二九）一月一九日条で、以下没する前年承保三年（一〇七六）まで、およそ四七年間にわたって本記が書き継がれていたことが推測されるが、そのほとんどは散逸し現存していない。

展示箇所は延久元年四月二七～二八日条で、貞仁親王（白河天皇）の立太子に関する記事を載せる。

九 水左記康平七年春夏
曾文

源俊房記

自筆

四巻の内

伏・一

左大臣源俊房の日記。書名は、源の偏と左大臣の左に由来する。伏見宮旧蔵の自筆本四巻の内の一巻。他の三巻は、康平七年（一〇六四）秋冬一卷・応徳元年（一〇八四）春夏一卷・同年正月大臣大掾別記一巻であるが、本巻および同年秋冬記の二巻は流布本に見えない新史料のためマイクロタイプ複製した。この外、当部には柳原家旧蔵の承暦四年（一〇八〇）春夏一卷・同年秋冬一卷の自筆本が架蔵されており、別記を除く日次記五巻は具注暦に記事した暦記である。なお、自筆本は他に、国宝の承暦元年秋冬記・永保元年（一〇八一）秋冬記二巻が尊経閣文庫に所蔵されているのみである。

本記を書いた康平七年、俊房は権中納言、一〇月に正二位に昇叙されるが、この時期他に日記類が少ないだけに、朝政の概要にあった俊房の日記の史料的价值はまことに高い。展示箇所は、「前九年の役」を平定した源賴義

と息義家・義綱兄弟の凱旋に関する記事で、三月二日には、投降した安倍宗任以下の処置についての陣定があったと見えるが、これが翌二九日付の有名な大政官符『朝野群載』所収)に^{首欠}つながる記事である。また四月一日に、降人の伊予国配流は「關外遺」より送るとあるが、他の史料には見えない興味深い記事である。

10

中右記 天仁二年二月

藤原宗忠記

鎌倉初期写

一巻

柳・二九七

右大臣藤原宗忠の日記。書名は家号中御門と官職名に由来する。柳原家旧蔵本。

寛治元年(一〇八七)から保延四年(一一三八)まで五二年間にわたる日記の大部分が写本として現存するが、古写本は展示本の他、当部に伏見宮・九条家旧蔵本があり、また陽明文庫蔵本が知られている。就中、展示本と伏見宮旧蔵の保延二年記一巻を書写した柳原紀光は、両巻共宗忠自筆の旨を書写本に奥書し、また現在は巻頭に添えられている展示本の元包紙にも「中右記宗忠自筆 墨付八枚 極秘天仁二年十月端欠」と記しているが、自筆とす

る確証はない。

本巻は、天仁二年(一一〇九)時に権中納言であった宗忠が熊野三山に詣でた時の参詣記で首欠のため一〇月一八日有田川を渡るところから翌一月一日の帰洛までの日次の紀行であるが、その後も欠があるのか、一二月二四日の一日分の記事で終っている。

展示箇所は、一〇月二七日那智参詣に向うところから、舟路中辺路を過ぎて一月四日伊(印)南に至るまでの間であるが、一日の熊野川を舟で溯行する様子、二日の発心門内で吉兆の鹿を見た記事、そして四日の荒天の描写など多彩な内容が豊富であり、有名な藤原定家の『熊野御幸記』(国宝、『群書類従』所収)に比肩する熊野参詣記といえる。

なお、本巻は当部における戦後初のマイクロフ複製である。

左大臣藤原頼長の日記。大臣の唐名を三台と称するところから台記と呼ばれる。頼長(一一〇、一一五六)は関白太政大臣藤原忠実の二男。公家諸儀の故実典礼を極め、当時日本第一の大学生と称せられた。その博學は日記にも反映している。

本書の現在知られる所収年次は、保延二年(一一三六)から没する前年の久寿二年(一一五五)までで、主な占写本は当部に九条家旧藏本の保延五年夏・仁平二年秋各一卷と保延三年・久安三年・仁平元年・同二年の別記各一卷、伏見宮旧藏本の保延二年冬二卷・久寿元年各一卷があり、また東京大学史料編纂所には仁平三年冬一卷があるが、いずれも鎌倉期の写である。九条家旧藏本六卷のうち、保延五年夏・仁平二年秋の二卷は流布本にない新出史料のため特にコロタイフ複製した。

展示箇所は、五月一日美福門院御座、皇子(近衛天皇)誕生。つづいてお湯殿始の鳴弦や三夜・五夜・七夜の産養などがあり、これらの記事は日記としては他に所見のないものである。

(参考)コロタイフ

伏見宮第三代貞成親王(後崇光木上天皇)の日記。応永三年(一四一六)から文安五年(一四四八)に至るが、その間応永三、三、三五・永享一・同一二・嘉吉二・文安元、二の九ヶ年を欠く二四ヶ年の日記四一卷と応永一、五、三、月『後小松天皇北山行幸記』と文安四、宝徳四年『貞成親王院号之後諸家拝賀記』の別記二巻および包紙類を集めた附巻一卷とからなる。原表紙に親王自ら『看聞日記』と題し、初巻応永二三年の原表紙見返しに「日記自今年書始之、以前不書、此年有大通院御事」とあり、父栄仁親王薨去の年から書かれたことが知られる。応永年間は一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

文書目録、曆等)をもつが、応永三年以前のものは日記記文の年次よりも新しいことから、日記が後年清書されることがわかる。記事は、伏見仮寓の御所周辺の日常生活を親王自ら町なかを見聞して搦野広く多彩にとらえ、また朝廷・室町幕府などの事件をも記し、当時の世相を知る上で貴重な史料である。

伏見宮旧蔵本で、明治三年宮家より太政官文庫に献納され、明治二年当部に移管された。参考に展示したコロタイプは、昭和一〇年貴重書影本刊行事業の第一として全四三巻を刊行したものである。展示箇所は、応永三年三月一日御香宮で染頭矢田が演じた公家諷刺の猿楽狂言を故実をわきまえないと叱責している。展示本奥書は「一年中宮中雜事、世間巷説大概記之、後見有憚、不可有他見者也」とある。

三

伏見院御文類

宸筆等

六卷

伏・七五三

伏見天皇御手印御置文

二条道平筆

(一通)

(参考) コロタイプ

伏見天皇が文保元年(一一三七)八月二日関白二条道平をして書かせられた置文。後伏見上皇に宛てられたもの。本書は『伏見院御文類』の第五巻にあたるが、本巻には前欠の文保元年六月二六日に書かれた置文も所収されており、コロタイプは、『伏見天皇宸筆御置文』として『伏見院御文類』第四・五巻および第五巻の前欠部を東山御文庫本で補って複製した。

天皇は、既に正和元年(一一三二)に長講堂額をはじめとする所領の処分、皇位継承や近臣への配慮等を定めた三ヶ条にわたる置文を書かれており、本置文は、前の文保元年六月の置文等と共に一通のもので、崩御の一ヶ月前に時の関白二条道平に代筆させた旨が記されている。また花押を書くことも能はず、その代わりとして左掌により朱の御手印がおさされている。手印は、一般に心情の強い吐露とされており、花押を書くことができなかつたためとはいえ、この置文に対する天皇の強い御意志を感じさせるものとなっている。

一四 花園院御処分状

花園天皇宸筆

一卷

伏・七五七

康永元年（一三四二）一月に、量仁親王（光厳天皇）に宛てた室町院領に関する所領処分状。伏見宮旧藏本。室町院領は、承久の乱後、後鳥羽上皇から後高倉院に移り、その皇女安嘉門院那子内親王が伝領した所領で、全国にわたるおよそ八〇余ヶ所の荘園より構成されていた。のち後堀河天皇の皇女室町院暉子内親王に譲られたところから、室町院領と呼ばれる。同領は、その後太覚寺統・持明院統の両統で折半し、伝領されることとなるが、持明院統では伏見上皇を継いで花園天皇へと譲られたものである。

この処分状は、六項目にわたる内容をもっており、万に備えての室町院領について定めたものであるが、署名は天皇の法名の「通行」と花押が据えられている。四六歳の時のものである。コロタイプ複製にあたっては、本処分状・『学道之御記』・『誠太子書』とともに『花園天皇宸翰集』一部三巻として刊行した。展示箇所は、処分状の後半部である。

一五 誠太子書

花園天皇宸筆

一卷

伏・七三三

鎌倉末期に在位された花園天皇の宸筆による訓誡の書。

本書は、嘉暦元年（一二二六）後醍醐天皇の皇太子となった甥の量仁親王（光厳天皇）に、元徳二年（一二三〇）に与えたもので、治世の君としての心がまえと学問の本質等を説かれている。本書中には、和漢の書を縦横に駆使した様子が窺われ、天皇の教養の広さと高潔な人格を感じさせるもので、所々に加筆・訂正の跡もみえる。また、筆蹟は気品のある宸翰様で、書流史上からも注目されるものとなっている。本書は、光厳天皇の手を継いで、代々伏見宮家に秘藏されることとなり、貞成親王は御子後花園天皇の教覧に供し、ており、『看聞日記』（永享六・三・二四条）にもその旨が記されている。

(参考) コロタイフ

本書は、長子彦仁王(後花園天皇)が即位した永享元年(一四二九)の翌々年から天皇のために執筆したもので、数多い貞成親王(後崇光院)の著作の中でも、太上天皇拝受をねがって、満を持して記された感が深い。当部の『樞葉記』の親王御筆本は、二巻・三種、総て草稿本であり、初稿・再稿・三稿と名づけると、再稿・三稿は一巻に記されており、展示本がそれである。本書は、伏見宮旧蔵本であるが、宮家にあるときは、再稿・三稿が逆にされており、再稿の方が表で、最も決定稿に近い三稿の方が裏で、しかも薄紙の裏打が施されていた。成立経過・記述内容から、当部で現状のように改裝した。

本書の内容は、(1)崇光天皇の即位より後花園天皇の元服に至る崇光院流再興の顛末、(2)自身の太上天皇拝受の希望、(3)後花園天皇に対する君徳頌賛、(4)本書の作成および後花園天皇への奏覧に関する記事等であるが、二度と同一軸をまぬようにと、崇光天皇以来の不幸を記す部分が最も長い。

コロタイフは、再稿・三稿本を現装通り複製したが、紙背の裏写りをも整合した精緻な出来になっている。

(参考) コロタイフ

撰錄即ち撰改開白の交替に伴って相伝される庄園の目録二巻。九家家旧蔵本。

約四〇年を隔てた同種の二巻で、内容は氏院領三四ヶ所・法成寺領二六ヶ所・同末寺一九ヶ寺・東北院領三四ヶ所・平等院領一九ヶ所・同末寺一ヶ寺が全容であるが、嘉元目録は巻尾を欠く。この部分に対応する厩戸目録は、日付・署名の後、「此外」として備前国鹿田庄・越前国方上庄・河内国河南牧・同河北牧・大和国佐保殿・同宿院を記載している。この六ヶ所は、平安期以来の氏長者の象徴的な渡庄であるので、嘉元目録にもあつたと推定

される。

コクインヲ複製した嘉元目録は、巻尾一紙を欠くために作成時期を確定出来ないが、庄・牧等の預所や奉行人に補されて右肩に注された肩付人名の検討から、嘉元三年（一三〇五）四月二日の二条兼基より九条師教への関白氏長者の交替時に作成、伝授されたと推定している。また九条家関係者が名を連ねる肩付は別筆であり、本目録が九条家に渡された後に記入されたものである。

一方、暦応五年（一三四二）正月付の暦応目録は、嘉元目録同様、同月二七日に一条経通に替って関白氏長者となつた九条道教に伝えられたことが肩付人名からも確認される。

このような渡庄目録が慣例化・定型化するのには、いわゆる五撰家が成立した一三世紀半ばであるので、前者の欠は後者で補うことが出来る。それ故、複製にあつては、嘉元目録が欠く巻尾一紙分の内容を暦応目録によつて活字で補い、また暦応目録の肩付人名を頭注して、預所・奉行人等の異動状況を示した。

一六 楞嚴院廿五三昧結衆過去帳

寛喜二年
釈教政写

一冊

九・三六

平安時代、比叡山横川の楞嚴院で行われた念仏会（廿五三昧会）の会衆の過去帳。序文について総計五一人の会衆を没年順に、没年、生年を記し、そのうち往生業の顯著な一七人はとくに行業を記す。序文は長和二年（一〇一三）で、第一番寛和三年（九八七）没桂連から第四番良範までが最初に書かれ、以下書き継がれたもので、最末は長元七年（一〇三四）没覺超。最初の部分は『往生要集』の著者源信、以下を覚超等が書いたとする説もある。寛喜二年（一二三〇）慶政の書写奥書および慶長二年（一六〇六）九条兼孝識語がある。九条家旧蔵本。

展示本は、鎌倉期の写本であるが唯一の広本で、本書の出現によつて略本（流布本）の位置付けだけでなく、多くの会衆の行業と没年が明らかになり、平安時代に著作された往生伝に新しい資料を加えることとなった。書写者慶政（一一八九―一二六八）は、九条良経の男で、道家の兄とする説が有力。三井寺の僧、号証月房。建保五年（一二二七）頃入宋、西山法華山寺創建、高山寺の明恵と親交があった。元『比良山古人靈託』、三『漂到

流球国記』の記者でもある。

なお、コロタイフ複製は大江山房著『続日本往生伝』(鎌倉期写一冊)と併せて、『平安朝往生伝集』の書名で刊行した。

一九

比良山古人靈託

延応元年
釈慶政記

南北朝期写

一卷

九・九

比良山古人と自称する天狗と慶政が交わした約五〇条の問答の記。延応元年(一二三九)五月、九条道家の病氣祈禱に関連して、刑部権大輔家盛の妻に靈が憑いて、三度にわたって託宣した。内容は大別して、道家の病氣関係から修善行事の利益、天狗界の様子、現世人の後生の三つにわけられる。慶政の前書きによれば、一本を道家に、一本を將軍頼経(道家四男)に進上したとあり、巻末に「草箋」と見えるところから、進覧本と草案本の存在が考えられるが、原本は知られておらず、南北朝期写の展示本が現存最古写本である。九条家旧蔵本。

展示箇所は、現世人の後生についてふれているところで、高山寺の明恵は都奉天往生、笠置山の貞慶は不知、正法誹謗の法然、その弟子善念は無間地獄とするなど、当時の仏教界の動向と対応させて考えると興味深いものがある。

二〇

漂流流球国記 寛元・二年
有真文書

釈慶政聞書

自筆

一卷

九・五二

(参考) コロタイフ

寛元元年(一二四三)九月、肥前国松浦を出港した渡宋者の一行が、琉球に漂着し、のち目的を果して帰国するまでの体験談。僧慶政自筆の聞書で、巻末に絵(一面)を付す。紙背は、仁治元年(一二四〇)松尾神社の神宮案相久陳状案の全文である。九条家旧蔵本。

九月八日小置賀島を出航、五島列島の漂流から同一七日琉球に漂着、同所での昆明から同三日出航、同二九日福州到着までは日を追って記し、以下は翌年六月一日の帰国を簡略に記す。漂流の様子と「流球国」とした地の

見聞に特色があり、鎌倉期の貴重な史料となっている。総は琉球人の示威行動を示す。なお、記文の最末につきのようである。

于時寛元二年九月廿八日、夜於灯下、依船頭并一河同法説、粗以記之

用図形^ハ送後輩

猶如炭上図^ニ繪日輪

コロタイプは、表裏共現状のまま複製した。

二 古今和歌集 (省欠)

紀貫之等奉勅撰

醍醐昭注

建永元年写

一冊

伏・三三〇

展示本は、巻頭第一紙裏に若狭守藤原通宗の識語および「貫之集、ヒトツ心ヲタネトシテ」の注記があり清輔本と知られる。片仮名本であるが清輔本片仮名本とは別系統で、保元二年本(醍醐本)と称される伝本の一である。

巻末書写奥書に、

建永元年五月廿三日以醍醐闍梨本

合書写了

とあり、醍醐在世の建永元年(一一〇六)の書写である点で貴重である。伏見宮旧蔵本。

六条藤家を代表する歌人・歌学者である醍醐は、多くの古典注釈書を著わし、仁和寺宮守寛法親王に進献しており、『古今和歌集』もその一環をなすものである。展示本には、書写奥書の次紙の表裏に二の加証奥書がある。

〔巻〕建永元年九月廿八日ニ始テ

同十月二日奉授古今集廿卷

了 阿闍梨依灯大法師(花押)

此本証本也、尤可秘蔵々々

〔裏〕建永元年十月二日奉授同権

別当法印了 阿闍梨頭昭

この部分の筆者は筆蹟の比較から同一人と考えられる。すなわち「阿闍梨伝灯大法師(花押)」Ⅱ「阿闍梨頭昭」
となる。本書は建永元年(一月二日)の同日に二度の伝授が行なわれたことを示しているのであるか。後者の文中
に見える権別当法印は、建仁二年(二〇三)に頭昭より既に「古今和歌集」を譲字されている石清水八幡宮の権
別当法眼幸清(元久年間、叙法印)かと思われる。

三

金葉和歌集 二度本系

源俊賴奉勅撰

鎌倉期写
伝藤原為家筆

一冊

五〇二・四三二

第五番目の勅撰和歌集である『金葉和歌集』は、その撰集經過から初度(奏本・二(再)度(奏本・三奏(度本の
三系統の本文が伝存しているが、鎌倉初期以降多く流布したのが二度本である。二度本はさらに第一・三類に細分
され、中でも第三類は、三奏本に非常に接近するものとして精撰本と称される。
展示本は、この二度本第三類に属する伝本である。巻末に、

右金葉集者大納言為家卿真

筆也、尤可為証本者也

羽林郎為瀧(花押)

と、冷泉(上)為瀧(一五五九、一六一九)が慶長年間に成したと考えられる加証奥書がある。為家筆・伝為家筆
と称される他本と比較すると互に類似する箇所もあるが、為家真筆とする確証はない。伝為家筆とし為家風書群の
一としておく。二度本中の最古写本の一であり、第三類中でも最終段階の本文を有つ点で重要な伝本である。貞明
皇后御手次本。もと加賀前田家の蔵書で、大正御大典の奉賀として侯爵前田利為より皇后へ献上されたものであ
る。

三 むくら三

鎌倉期写

一帖 五〇三・二二〇

鎌倉初期成立の「むくらの宿」と推定される物語で、作者不明。展示本は前半を欠くが、他に所伝を聞かない孤本である。

外題に「むくら三」と示されるように、本書は物語の終結部であり、前に「一・二」が存在していたことが考えられる。『風葉和歌集』卷二〇雑三に次の歌がある。

大将心かはれるさまにはへりければ、ほかにうつろひ
繪ふに、懸樋の水の水とちたりければ

むくらのやとの女院

住みわひてやとのあるしもあくかれぬかけひの水も絶きらぬやは

この歌は本書には収載されていないが、後に女院となる女君が、恋人たる大将の愛心をうらんだ歌であることが推定され、書名・成立年代等の手懸りとされている。すなわち物語の成立は、『風葉和歌集』成立の文永八年（一二七二）以前、『無名草子』に記載がないので正治年間（一一〇〇）以降と考えられる。

なお、本書後半に源氏物語歌が記されているが、筆は別人と思われる。

四 いはてしのふ

南北朝期写
伝後光厳天皇宸筆

一帖 五〇三・二二五

本書は、展示本三「むくら三」と同じく鎌倉初期成立の擬古物語の残欠本。当部の他に京都大学文学部に二部、尊経閣文庫・三条西家に各一部が知られる。この四本は共に近世初中期の書写で、いずれもこの物語の完本ではない。全七・八巻と推定されており、三条西家本は全篇にわたるか和歌および歌部分のみの抜書、尊経閣文庫本はいずれも巻二前半部までの内容である。これに対して展示本は巻二全巻の内容をもち、諸本のうち最古写本であり、他本の欠を正し得る最善本である。附属の古筆琴山（九代了意）の極札は、筆者を後光厳天皇とする。

書名は卷一中の歌

思ふこといはて忍ふの興ならは袖の涙のかゝらすもかな

に示される「いはて忍ふ」による。物語の成立は、『風葉和歌集』に本書から三四首(展示本は六首)の多くが所収されているので、展示本三と同じく文永八年(一二七一)以前であり、『無名草子』に見えないところから正治年間(一二〇〇)以降と考えられる。

縦六・六センチ、横八・〇センチの粘葉装仕立の袖珍本であるが、コロタイフ複製にあたっては、利用の便を考へて約三倍に拡大した。

三

ささめこと上

心敬著

室町期写

二冊

五〇九・二三

連歌論書。心敬五八歳の寛正四年(一四六三)五月、故郷の紀伊国名草郡田井荘の八王子社参籠中に上巻を、その拾遺として下巻を帰京後の同五年五月以前に執筆したと考えられる。心敬の最初で、しかも最もまとまった論書である。和歌と連歌同一の道の論(上巻)、仏教用語や思考法による連歌論(下巻)等と、心敬連歌論の特色を示している。草案本・改題本の二系に大別される。

展示本は、改題本系の最古写本の一である。古筆了瑠以下計五通にのぼる「心敬筆」とする極札が附されているが、上下冊をとおして一筆による書写とは見えないこと、作者自身書写した単純な錯誤とは考えられない誤り、巻末奥書の署名「釈心敬(花押)」の墨色、筆力等々から、筆者は心敬ではないと推定される。『群書類従』の底本。

三

薨木鈔上

豊元天皇宸筆

一冊

特・八九

(参考)コロタイフ

書名は、天皇みずからの命名で、和歌の理想というべき高根の孤松に至るための初めの目標である山籬の木という意からと思われる。外題に「薨木鈔上」と記されていることから、これに続く「下」の執筆を予定していたこと

が推定される。

内容は和歌の習学・作法・故実について、天皇が御父後水尾法皇から受けた聞書で、三三〇項目をあけて詳述したものである、すなわち中心は後水尾法皇・道暲親王（後陽成天皇皇子）などから聞いた当時の三条西・鳥丸・中院各家の歌学、それに細川幽斎・近衛信尹の説を骨子とした宮廷歌学および各歌学家についての秘説等である。

三 為兼卿和歌抄

京極為兼著

江戸初期写

一冊

五〇・三九五

歌論書。著者京極為兼は、『延慶兩卿訴陳状』によると、祖父為家、父為教の指導を受け、その没後は伯父為氏

に三代集を聴き、二条・冷泉対立の後には、継祖母阿仁に従って歌道を究めたという。従って、和歌習道に関して二条為世と異なる所はなく、二条派に対して独自の和歌本論に迄及んだのは、その資性の差による。その文学論によって導かれた和歌のグループは、持明院統宮廷を中心に約七〇年続くが、弘安年間為兼が、伏見天皇近臣に新しい作歌理念を植えたのが端緒となっているのである。

本書は、弘安八年（二八五）一〇年頃に成立したと推定されている。展示本は、靈元天皇宸筆の外題を持つ、延宝ノ貞享頃の書写本で、布目色変り色紙に歌仙模様刷りの美麗な料紙を用いた装裱本である。他に同系統の陽明文庫蔵本が知られるのみで、明治末年に当部で発見されるまで、成立以後、一般に流布した形跡は全くない。

六 為兼為相等書状並案

自筆等

三卷

伏・七四〇

続千載集名字間事

京極為兼
覚 四筆

（二卷）

第一四番目の勅撰集『玉葉和歌集』は、かなりの紆余曲折を経て成立するが、本書は、その経過中の最大の論争『延慶兩卿訴陳状』に関する書状六点を所収する。伏見宮内蔵本であり、本来別々の三巻であったものを、当部で、その内容をもとに、一部にして、『為兼為相等書状並案』の書名を付したものである。延慶三年（三二〇）

正月から同四年春頃迄のもので、第一のものは、「侍従宰相問答状案」と題され、三通所収し、正月二七・二八・二九日の、連続した日付を持つ書状である。内容から、延慶訴訟の発端たる延慶三年のもので、京極為兼一通・冷泉為相二通であるが室町初期の写である。第二のものが展示本で、「續平載集名字問事」と題され、為兼と覚円（西園寺実兼息・興福寺東北院僧正）との勘返状である。『新後撰和歌集』の題名の決定・変更の経緯について、為兼が釈明や抗議を述べるにあたって、覚円にその草稿を見せ、批正を乞うたものである。為兼筆の書状を使用し、て覚円が長文の返事を書き添えている。第三のものは、伏見上皇の宸筆と考えられる勅問状二ヶ条で、執奏西園寺実兼に諮ったものと思われる。

昭和六年度のコロタイフ原本で、その際、三巻を上記の順に一巻に仕立た。

三 梁塵秘抄口伝集巻十

康暦元年
柴仁親王御写

一冊 伏・一五〇三

(参考) コロタイフ

『梁塵秘抄』は、後白河法皇の撰なるもので、今様歌謡の集成である梁塵秘抄と、今様歌謡の口伝を記した梁塵秘抄口伝集一〇巻から成る。『本朝書籍目録』に「一〇巻とあるところから、歌詞部の方も一巻であつたらしい。現存するのは、歌詞集巻二と口伝集巻十で、歌詞集巻一は抄写である。成立は、口伝集の巻九までが、嘉応元年（一一六九）三月に出来ているので、詞歌集もこの頃迄に成立していたものであろう。

展示本は、現存口伝集巻十諸本の祖本で、後白河法皇宸筆本を、藤原師長十歳小路有資十伏見宮柴仁親王の順で転写したものである。師長は、妙音院ともいわれ、当時の宮律・声曲に精通した大家である。後白河法皇は、この口伝集巻十で、自分の後を継ぐ人に、太政大臣師長と共に、源資時をあげているが、この人は、次の書写者源有資の伯父に当る。柴仁親王は、伏見宮家初代で、この本の書写は、康暦元年（一三七九）七月、柴仁親王二十九歳の時である。なお、この本は冒頭部に、催馬柴目録と、我詞・安名尊二曲が載せられているが、この付載部も、この本を祖とする書写本の多くに引き継がれている。

コロタイフは六二年度の最も新しいもので、本年二月に刊行されたものである。奥書は次のとおりである。

(本奥書)

此本ハ、妙喜院入道殿御本歟、而法性寺禪定殿下御辺ニ、年ニ来御日記ニ相異ニ被取置候由、伝承者也、而二家

中将経定朝臣「預置之間、彼羽林又依爲雅曲之弟子、蜜々借寄シ書写之也」

寛元四年八月廿一日送給之、同廿二日書写也」

此草子自入道中納言経資遺跡「所尋取也

(書写奥書)

唐曆元年長月十七日書了、此奥御奥書者、「伏見院宸筆也、御所御本自当家文書出来之間、「当道雖不相

応、猶依因縁、以老眼書之、頗以枝葉敷(花押)

三〇 看聞日記卷五紙背文書

京極為兼等詠

原本

一卷 特・一〇七

展示本は、『看聞日記』応永二六年(二四一九)正月一二月の紙背にあたり、内容を示すと次のようになる。

1 中院具頭自筆百首和歌詠草(附十首)

2 中御門為方自筆五十首和歌詠草

3 京極為兼自筆百首和歌詠草

4 京極為兼自筆百首和歌詠草

5 西園寺実兼自筆五十首和歌詠草残欠

6 京極為兼自筆三十首和歌詠草

7 西園寺実兼自筆三十首和歌

(含、実兼写五辻親氏詠三首和歌)

8 和歌七首詠草（京極為兼筆）

9 和歌七首詠草（西園寺実兼筆）

10 和歌六首詠草（京極為兼筆）

11 世尊寺定成自筆五十首和歌詠草殘欠

以上、一種の和歌資料は、伏見天皇の東宮時代（二七五―二八七）のものという特色あるまとまりをもつ。百数十年を経て、散佚を防ぎ、後世に伝存させる意図のもとに、貞成親王が日記の料紙としてその紙背を用いられ今日の形となった。展覧箇所は、四番目の「京極為兼自筆百首和歌詠草」の巻頭部を示した。三〇歳代の為兼の筆蹟と和歌である。

なお、貞成親王は日記料紙として紙背を用いる際に百首の和歌懷紙を一括反転するのではなく、一紙毎に反転しながら日記を書き継がれたため、和歌の面の一紙一紙は連続しない。エロキアでは、紙背を表部として現状の接続のとおり複製し、既に刊行されている紙表の「日記」は、巻頭巻末の各一紙のみを複製し裏面に参考として付した。

三

伏見天皇御集 夏

宸筆

二卷 五〇三・二九

展示本は、嘉元五年具注暦（二年分完備）一巻の紙背に「夏部」一九七首を記す。現存伝本中唯一、天皇御自撰による部立編成時の原初形態を知りえて貴重である。「広沢切」と称し珍重された本御集は、近世初期以降、後伏見天皇の宸筆御集と認定された。その後、「広沢切」歌頭の集付「玉葉」が本文と同筆であること等の考証から後伏見天皇宸筆による伏見天皇御集と認定が変り近代に至った。しかし、展示本にみるように推敲訂正も多く塗抹や補入の存在から自詠日記の草稿本であると現在は認定される。伏見・後伏見天皇御父子二代の書風の酷似が誤認の一因であろう。展示の巻頭歌

をしやなをさくらやまふきちりしほれ

春なりぬきけふのけしきを

は、第一四番目の勅撰和歌集『玉葉和歌集』に入集し、卷三夏部の巻頭部（二九九番）を飾る。

なお、嘉元四年（二〇六）は、一月一日の膺奏以後の二月一四日に改元され徳治元年となるため、嘉元五年は実際には徳治二年となる。コライプでは、暦の首尾のみを紙背に複製した。

三 文机談巻二（有欠）

釈隆門著

南北朝期写
伝世尊寺行俊筆

二巻

伏、九三

文永末（二七四）頃成立の音楽説話集。承和年間（八三四～八四八）から文永末にいたる琵琶の歴史を、隆門が手達の逸話を中心に物語るといふ『大鏡』のような構成である。著者自身も琵琶や箏を嗜んでおり、著者の師藤原孝時、その父孝道の一族に関する話ごとに詳しい。著者は寄寓した孝時のもとで、依頼され常に机に向い書を事としたため、他の門人達から文机房の異名をつけられたという。

展示本は伏見宮旧蔵、卷二のみの残欠本ながら、現存の諸本がすべて菊亭本系であるのに対し、別系で、諸本が欠く章段を有する零本。紙背は観応二年（二三五一）、文和四年（二三五五）の仮名層。

展示箇所は、自身も箏の名手であった関白藤原忠実から、その孫の師長に箏を教えるよう命じられた孝時の祖、孝博が、ひそかに琵琶をも教える逸話で、後年箏・琵琶のみならず、楽道の大家と仰がれる妙言院師長の、琵琶を習い始める機縁が記されており、興味深い。後には師長が庇護を与え、この一族が栄えるのである。

三 新夜鶴抄

藤原孝道著

鎌倉期写
伝花園天皇宸筆

一冊
F三・一

琵琶を主とした楽の秘伝書。安貞二年（二二八）九月、琵琶の名手藤原孝道が病床で書き、三女播磨局に与えたことが奥書にみえている。譜の秘説等のほか、孝道の父孝定、曾祖父孝博の逸話などが多く載る。伏見宮旧蔵。展示本には前記奥書の後に、文永四年（二六七）二月、播磨局男源時経が書写し、とらごげんに与えるという趣意の奥書がある。とらごげんは時経女、後に深草院右衛門督局の名で琵琶・箏の名手として知られ、伏見天皇

(参考) コロタイフ

の琵琶の師をつとめる人物である。本書は、琵琶の家で、父から娘、その子、その娘へと伝承された秘伝書で、当部にもう一部、伏見宮旧蔵、南北朝期享の卷子本があるほかは所伝を聞かない(卷子本には文永の奥書はない)。展示箇所は、老年の孝母が、年若い藤原師長に秘曲啄木調を伝授することを念願とし、これを果した翌日から病に臥す話で、孝母の病や死のことは、師長の父頼長の日記『宇槐記抄』にも記されているから、展示本三にもあつたように、音楽をことに好んだ撰歌家と単位の琵琶弾きの一族との関わりが窺われる。展示本は巻初に「花園院」の貼札があり、花園天皇宸筆と伝えられている。

『南宮譜』『貞保親王琵琶譜』ともよばれ、古来貞保親王御撰として伝えられた古譜。巻首に延喜二年(九二一)の序があり、琵琶各調の譜、彈奏技法、絃合等を詳記した本文の末に、唐開成三年(八三三)九月二十九日の藤原貞敏の跋文が附く。色紙や飛雲紙の本文用紙、筆蹟等から平安中期の写と推定される。伏見宮旧蔵。

序文は延喜二〇(一)年に「太上法皇」の勅により、当時五〇歳を越えた「余」が「上野太守親王」に「秘手皆悉伝授」した旨を述べている。古くは「余」を貞敏、「上野太守親王」は清和天皇第四皇子で管絃に巧みであった貞保親王に当てる説が行われたが、貞保親王は貞観二年(八七〇)生、一方承和五年遣唐使准判官として渡唐、琵琶秘曲を將來した貞敏は貞觀九年(八六七)没であるから、この伝授は成立しない。延喜二〇年五二歳で、しかもこの時点で上野太守ではなく式部卿かとみられる貞保親王が「余」で、当時の上野太守親王(敦基親王カ)に秘曲を伝えたと解し、貞敏の跋文はこの伝授に際し、相伝の古譜の本奥書として附載されたものかと考えるのが妥当であろう。

本譜は、紫や黄、茶などの濃淡の色紙と飛雲紙を順次継いでいるが、当部引継時には継ぎ目が剣離して他の曲譜と混っていた上、虫損に加えて、裏面をまったく剝がされるなどの損傷があった。このため修補には、同じ色調の

紙を作るなど、多くの困難な要件があり、現時点では展示本のような状況にあって、いまだ未整理である。今回修補が終了ものの内二葉を展示した。展示箇所は琵琶の調子名とその調絃法を記した部分で、平安末期の『胡琴教録』によれば、古譜に載る調絃を試みたが、調えられなかったという記事があり、平安末期にはすでに行われなくなったことが知られる。

三 天子撰御影

藤原為信・蒙信画

三卷

五〇三・一六二

(参考) コロタイフ

中世肖像画(似絵(にせえ))の主要作品の一。平安時代後期から鎌倉時代末にいたる天子・摂関・大臣の肖像を、各々の身位別、時代順に描いたもの。天子巻二人、摂関三〇人、大臣八〇人、合計三卷三二人を収める。画は藤原為信・蒙信父子、人名の筆者は世尊寺行尹と尊円親王。各巻末に尊円親王(二九八―三五六)の奥書があるが成立年次の明示はない。三巻ともに彩色され、面貌は細密な描法であるが、装束は天子巻が多様で色彩豊かであるほか、身位が下るにしたがって画一的となる。為信・蒙信の確実な資料で、像主の人名が明記されている点と併せて、類似伝本の基準となっている。曼殊院旧蔵本。複製にあたっては、天子巻を色コロタイフとしたほか、他は一色刷とし、刊行した。

展示本は天子巻で、第一番鳥羽天皇から、二番後醍醐天皇まで、その間安徳天皇など四帝を欠く。五番目に後光厳天皇(今上)が挿入されているが、配列順も違い、描法も著しく異なり、別の作者のものともみられる。装束は、束帯・直衣・御引直衣・法衣の四種。衣文も桐竹鳳凰・菊花・小莢・浮線綾・八ツ藤丸など。本巻の奥書はつぎのとおり。

此一巻為信卿筆也、但與二代蒙信法印奉書之証本也、不可出關外者也、銘行尹卿筆也、(金田龍主)花押、一與二代加愚筆也

現存最古と見なされる現桂離宮の彩色の書絵図。原本は、旧桂宮家に伝来し、明治一六年宮家より宮内省に引継がれた旧内匠寮本（未整理）。

御殿・御茶屋等の建物平面は詳細に、庭園の様子は比較的簡略に描かれている。彩色は五色で、柿・茅・瓦等の建物の屋根葺材による色分けの外、庭園部分が芝・波・林・山と池・水流および石敷き道・飛石等に色分けされている。描法・筆蹟・紙質等から江戸中期頃に描かれたと判断されるが、所々に貼紙・覆紙を剝がした糊跡および切貼りや覆紙による変更の痕跡が散見し、本図が以降教次にわたる建物・庭園等の変更を示すのに使われたことが分かる。そしてこれ等変更内容の検討から、例えば、江戸末期には橋が架けられていた松琴亭正面への通路が池中の陸續きの道として描かれていること、賞花亭が当初南向きに描かれていた痕跡が残ること、そして宝暦二年（一七五二）以降に中門風に再建されたと記録に見える御幸門が縦長の大振りに描かれていること等が判明し、本図が江戸中期を下るものではないことを裏付ける。さらに、本図は通称楽器の間を「御ソマイ之間」としており、楽器の間の古称を知らせてくれる点でも貴重である。

なお、コロタイフは九分割図で複製したが、展示本は、当部において一鋪に貼り合わせた。



